

## 6月2日(木) 定例記者会見 質疑応答要旨

### 高齢者・障がい者 生活支援商品券給付事業

(記者)

給付対象者の人数、商品券を利用できる店舗の業種と数、申請方法等について、お教えいただければと思います。

(市長)

対象者については、高齢者が約 2 万 500 人、障がい者が約 1,500 人になります。また、申請の必要はございません。対象者の方へこちらからお送りさせていただくことになります。

うずとく商品券を使わせていただきますので、利用できるのは市内 260 店舗でございます。260 店舗の内訳は、小売業が99店舗、スーパー・コンビニが 17 店舗、飲食店が 66 店舗、その他サービスが 9 店舗、ホテルが 4 店舗、小売業の飲食が 31 店舗、生活関連サービスが 24 店舗、娯楽業が 5 店舗、運輸のタクシー等が 3 店舗、製造業が 1 店舗、建設業が 1 店舗になります。

## 学校給食費負担軽減支援事業

(記者)

本事業の対象数を教えてください。

また、専決予算ではないということは、本予算は第2回定例会最終日の6月27日に議決されるということですよ。実質2ヶ月分の免除というのは、こういった形になりますか。

(市長)

対象者数については、市内の小中学生が約3,560人、内訳は小学生が約2,370人、中学生が約1,190人です。

また、市内小中学生のうち、何らかの事情で給食の提供を受けていない方や、市外の小中学校に通われている方が約200人おられます。

事業全体としては、これらを合計し、約3,760人となります。

給食費につきましては、公会計方式にて市で管理をしており、保護者の方には年間11回の請求をすることになっています。最終的には、11期目に微調整をして年間の給食費を精算するようになります。

この11回の請求のうち、今回については6月分(8月1日納期)、7月分(9月30日納期)を免除するという形になります。

(記者)

一家庭あたりでのおよその免除額というのは、①市内の小中学校に通う児童・生徒と②市内に在住し、市外の小中学校に通う児童・生徒では、同程度の約1万円になると考えればよろしいでしょうか。

(市長)

学年などの諸条件によってばらつきはありますが、1人あたり1か月で大体5,000円程度になりますので、2ヶ月分を免除すると1人あたり約1万円になります。

#### 高校生等応援臨時特別給付事業

(記者)

「高校生相当の子ども」というのは、15歳から18歳というような年齢で区別されているのでしょうか。

(職員)

平成16年4月2日から平成19年4月1日生まれの方としております。

(記者)

対象人数についてお伺いします。

(市長)

(令和4年3月31日現在の実人数で)15歳が429人、16歳が458人、17歳が465人いますので計1,352人になります。

(※事業費としては、実人数を基に1,400人を見込んでいます)

「鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」導入について

(記者)

申請書類等からの性別欄の廃止について、一部実施されたということなのですが、この192件ですけど、逆に言うとその法令に定めがなく、業務上不要であるものというふうに読めると思います。110件が残り、全廃にできなかったという部分です。例えばどんなものがあるって、他に82件とはどのような申請があったのか、例示していただくとありがたいです。

(市長)

性別記載を削除できなかったものについては、国の法令等に関するものであります。例えば、児童手当・特例給付 現況届、また寄附金の税

額控除に係る申告特例申請というのは国の法令等によって削除ができませんでした。

あともう一つ鳴門市に関しても、業務上の必要性があると判断して、できてないものがあります。鳴門市職員採用試験業務の試験の受験申込書は残させていただいております。

そして削除した申請書につきましては、鳴門市規則に定めているようなもの、鳴門市高齢者等無料バス優待券の交付申請書、また休日保育利用申請があります。また鳴門市の要綱等もありまして、本人通知制度の登録申請書とか、葬祭費支給申請書などによるものでございます。また慣行によるものもありまして、国民健康保険限度額適用認定申請書について、性別記載欄を削除させていただいております。

(記者)

この192件というのは、市役所で使用している各種申請書である全体の192件ということでしょうか。

(市長)

そういうことです。

(記者)

確認ですが、この法令等に定めがないものであるや、業務上不要であるものについては、全廃という理解でよろしいですか。

(市長)

それぞれの担当と話をさせていただいて、はい。